

## 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書

去る8月27日午後5時30分ごろ、沖縄本島東海岸から8キロメートルの海上に普天間飛行場所属の米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから縦58センチメートル、横47センチメートル、重さ約1キログラムのプラスチック製の窓が落下する事故が発生した。

今回の事故は一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、県民に大きな不安を与えるものである。また、国から県や関係自治体への連絡が発生から2日後であることから、通報体制の不備も問題視されている。

平成29年12月の普天間第二小学校への窓落下事故やことし6月の浦西中学校への部品落下事故など、事故が起こるたびに再発防止や事故原因の究明及び普天間飛行場の運用停止を求めてきたが、何度も同じような事故を繰り返す米軍の姿勢は断じて容認できるものではない。

さらに、政府が約束した2019年2月末までの普天間飛行場の運用停止の期限が過ぎているにもかかわらず、運用が続けられていることも問題である。

米軍及び日米両政府においては、米軍機から頻繁に部品が落ちてくる本県の異常な現状を危機感を持って受けとめ、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故の原因、経緯及び通報体制等を徹底的に検証し、速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること。
  - 2 保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること。
  - 3 直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。
  - 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月18日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て